

十和田市現代美術館パートナーズ規約

第1条

この会は「十和田市現代美術館パートナーズ」(以下「パートナーズ」という。)と称する。

(目的)

第2条

パートナーズは、十和田市現代美術館を通じて、アートに親しみ、アートへの感性を磨き、十和田市現代美術館を応援するパートナーとなり、アートによる教育普及に貢献するとともに、会員相互の親睦を深めることを活動目的とする。

(活動)

第3条

パートナーズは、前条の目的達成のため、次の活動を行なう。

- (1) アートに親しみアートへの感性を高める活動
- (2) 十和田市現代美術館が行なう事業への周知協力活動
- (3) アートによる教育普及に貢献する活動
- (4) メンバー相互の親睦を深める活動
- (5) その他目的達成に必要な活動

(メンバー)

第4条

- 1 本会は、第2条の目的に賛同するもので構成する。
- 2 加入及び退会等は所定の用紙により事務局に届け出なければならない。
- 3 メンバーに十和田市現代美術館パートナーズメンバーカードを発行する。
- 4 メンバーカードは、譲渡または貸与してはならない。(使用時は身分証明書を提示する。)
- 5 メンバーの有効期間は、入会手続きを行い、会費を納めた日から当該日の属する月の翌年の当該月の末日までとする。
- 6 メンバーは次のとおりとする。
 - (1) 個人メンバー
 - (2) 学生メンバー
 - (3) 法人メンバー

(会費等)

第5条

- 1 パートナーズの運営は、会費及びその他の収入をもって充てる。
- 2 会費の額は、次のとおりとする。
 - (1) 個人メンバー 年間5,000円
 - (2) 学生メンバー 年間3,000円
 - (3) 法人メンバー Sコース 年間50,000円/Aコース 年間20,000円
- 4 一旦納入された会費は、理由の如何を問わず、返還しない。

(メンバー資格の停止及び取り消し)

第6条

本会は、メンバーが次の各号の一に該当する場合は、事前に通知することなく、直ちに当該メンバーの資格を停止し、又はこれを取り消すことができるものとする。なお、これにより、当該メンバー又は第三者に損害が発生したとしても、本会は一切責任を負わない。

- (1) 本会及び美術館の運営を妨害する行為があった場合
- (2) 入会申込内容に虚偽があった場合
- (3) 公序良俗に反する行為又は法令に違反する行為を行った場合
- (4) 他のメンバー又は第三者を誹謗、中傷するなど、他人に不利益を与える行為を行った場合
- (5) 第6条に規定する年会費の支払いを怠った場合
- (6) この会則に違反する行為があった場合
- (7) その他会員として不適当であると本会が認める場合

(役員)

第7条

- 1 パートナーズに、次の役員を置く。

会長：十和田市現代美術館 館長
事務局長：1名
経理：1名
監事：1名
- 2 組織は十和田市現代美術館内に設置する。
- 3 会長は事業活動計画、収支計画の策定を行い、パートナーズメンバーに周知し、事業の実施運営を行う。

(その他)

第8条 この会則に定めるもののほか、パートナーズの活動等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この会則は、平成27年4月1日から施行する。

十和田市現代美術館

〒034-0082 青森県十和田市西二番町 10-9

Tel: 0176-20-1127 Fax: 0176-20-1138